

< 事 務 連 絡 >

平成 29 年 12 月 8 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会

会 長 江 澤 和 彦

< 公 印 省 略 >

**介護サービスの適正な運営の確保について
(周知依頼)**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記の件につきまして、岡山県保健福祉部長寿社会課より、平成 29 年 12 月 8 日付長寿第 1786 号にて当協議会宛、注意喚起の周知依頼がありました。

詳細につきましては、別添通知文書等でご確認いただき、貴所属会員の関係者様へ周知を賜りたいと存じます。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、お問い合わせは、岡山県保健福祉部長寿社会課 事業者指導班(門口様・山崎様)
TEL 086-226-7325 です。

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

NPO法人 岡山県介護支援専門員協会(担当:高塚)

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

長寿 第 1786 号

平成29年12月8日

各指定介護サービス事業所 管理者 様

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

介護サービスの適正な運営の確保について (通知)

今般、県内の指定居宅介護支援事業所において、不正な事実が明らかとなり、指定居宅介護支援事業者に係る介護保険法第46条第1項の指定を取り消す処分が行われるという不祥事が発生しました。

つきましては、貴事業所においても、このような不祥事が発生することのないよう、次のとおり、適正な事業運営の確保に万全を期すようお願いいたします。

記

○留意事項

- 1 県条例に規定された基準を遵守すること。
- 2 厚生労働省の基準を遵守し、適正な介護給付費の請求を行うこと。
- 3 高齢者虐待の防止や身体拘束の禁止など、高齢者の尊厳を守ること。

<参考>今回の違反事実

- (1) 長期間にわたり、厚生労働省の基準に適合した手続を行っておらず、その場合、介護給付費の請求に当たっては、運営基準減算を行う必要があるにもかかわらず、減算を行わないで不正に請求し、受領した。
- (2) 県条例の規定に違反し、サービス提供に関する記録の全てを保存していないため、適正な介護給付費の請求であることを立証することができない。

<担当者>

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県 保健福祉部 長寿社会課
事業者指導班 門口・山崎
TEL : 086-226-7325